



平成20年2月26日

各位

会社名：アルテック株式会社
(コード：9972 東証第一部)
代表者名：代表取締役社長 加畑 洋
問合せ先：取締役（経営企画室長）星野 幸広
TEL：03-5363-0922（経営企画室）

当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ

当社は、平成19年2月28日開催の取締役会において継続を決議いたしました「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針」（以下「大規模買付ルール」といいます。）につきまして、今般、平成20年2月26日開催の定時株主総会後に開催されました取締役会において当該ルールの必要性を検討した結果、会社法等施行後の動向に鑑み、所要の修正を加えた上で下記内容にて継続することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 導入の目的

近年わが国の資本市場においては、買収対象となる会社の取締役会との十分な協議や合意などを経ることなく、突如として一方的に大量の株券等（※1）の買付が行われるという現象が発生しております。当社取締役会は、このような株券等の大量買付行為等であっても、当社の社会的存在価値を踏まえ、その経営方針を十分に理解し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当然のことながら、株式会社の経営権の移転または影響を与える買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思にもとづきなされるべきものと考えております。

しかしながら、株券等の大量買付行為等の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に明白な損害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要する恐れのあるもの、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要である十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながらないものも少なくありません。

また、当社支援のため行われましたフェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー投資事業組合（以下「筆頭株主」といいます。）への第三者割当増資の実行により、筆頭株主が当社発行済株式の約45%を保有（参考1）しておりますが、当社は上場会社であることから大株主が各々の事情に基づき株券等の譲渡その他の処分をしていく可能性も否定できません。また、当社は上場会社として、継続的に株式の流動性の向上をはかることも重要と考えております。

さらに、当社としては、中長期的な事業領域の拡大に結びつく海外現地法人への投融资や設

備投資、国内部門における研究開発投資や情報設備投資、さらなる自己資本の充実のため資本市場から広く資金調達を実施することもありうると考えております。

このような観点から流動性の向上や資金調達が図られる場合には、筆頭株主その他大株主の持株比率はさらに低下する可能性もあります。

こうした事情に鑑みると、当社は、現在が安定的でありましてもそれが将来を何ら保証するものではなく、当社の発行する株券等の流動性がさらに増し、今後当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損する大量買付行為がなされる可能性も否定できないものと考えております。

以上より、当社取締役会では、当社株券等の大量買付行為等が行われる場合に、不適切な買付行為等であるか否かを株主の皆様が判断されるために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことを可能にすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為等を抑止するための枠組みが必要であるとの結論に至りました。

なお、現時点において、当社株券等の大量買付行為等に係る打診申出等は受けておりません。

2. 大規模買付ルールの基本的な考え方

- (1) 当社取締役会は、当該大規模買付行為を容認するか否かは、最終的には株主の皆様の判断に任されるべき問題であります。その前提として、大規模買付行為が行われる以前において、当社取締役会を通じて、株主の皆様に必要なかつ十分な情報提供が行われることが不可欠であり、また、その考慮期間が十分確保される必要があると考えております。この株主の皆様の判断のために、当社取締役会は、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報の提供を求め、その情報が提供された後にこれを検討し、取締役会としての意見を公表いたします。また、当社取締役会としては、その大規模買付者と交渉し、株主の皆様へ代替案を表明することもあります。
- (2) 当社は産業機械の専門商社として、既存の商権を核にしながらも変革を先取りした新分野の商権の確保に努め、社会の要請およびお客様のニーズの変化に柔軟かつ的確に対応する営業活動を推進しており、また、近年、産業構造のグローバル化に対応するために世界の市場で収集した世界トップクラスの技術・知識、更に日本での合弁事業を通じて蓄えたペットボトル用プリフォームの製造技術をもとに、プリフォームやキャップ等の製造を目的とする海外現地法人を中国（蘇州・広州・深圳）およびインドネシアに設立しました。
- (3) 当社におきまして、株主の皆様に対して、大規模買付者と当社取締役会の両方から情報が提示されますことは、当社の業務方針に影響を与えうる大規模買付行為における株式対価の適切性等の条件を検討し判断するために必要なことと考えております。また、当該大規模買付行為が当社グループの経営に与える影響、大規模買付者の当社グループの経営方針・事業活動の計画、また、お取引先・お客様、従業員などの当社グループのステークホルダーに対するその影響度も大規模買付行為を容認するかを決定するにあたっての重要な判断要素と考えております。
- (4) 当社取締役会は、このような視点に留意し、次のとおり、大規模買付ルールを設定する

こととし、大規模買付者に対して当該ルール of 遵守を求めるとともに、そのルールが遵守されないときには、当社取締役会は対抗手段その他の行動を行うことといたします。

3. 大規模買付ルールの内容

- (1) 大規模買付ルールが対象とする大規模買付行為とは、特定株主グループ（※2）の議決権割合（※3）を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（なお、これら買付行為のうち、予め当社取締役会が同意したものを除きます）をいいます。なお金融商品取引法で規定されている公開買付の場合も大規模買付ルールが適用されます。
- (2) 当社取締役会は、株主全体の利益のために、大規模買付行為について、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価・検討のための考慮期間が経過した後に買付行為が始められるべき、と考えております。
- (3) 大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会に対して大規模買付ルールを遵守する旨の誓約および以下の内容等を記載した意思表示書面を提出していただきます。

- ①大規模買付者の名称
- ②住所・設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案される大規模買付行為の概要

当社としてはこの意思表示書面を受け取った日の翌日から原則として5営業日以内に大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報の一覧を通知いたします。なお、一般的な項目の一部は以下のとおりですが、これにより当初に提供していただいた情報だけではなお判断するために情報が不足していると考えた場合、必要かつ十分な大規模買付情報が整うまで追加として情報を提供していただく可能性はあります。

- ①大規模買付者およびその特定株主グループ、特別関係者および組合員（ファンドの場合その他の構成員を含みます）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます。）
- ③大規模買付行為における買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④大規模買付行為における買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）

の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

⑤大規模買付行為の完了後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策および配当政策

⑥大規模買付行為の完了後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

(4) 大規模買付の提案があったことおよび当社取締役会に提供された大規模買付情報については、当社取締役会において株主の皆様判断のために必要であると認めた場合、適宜その全部または一部を開示することとします。

(5) この後、当社取締役会は、大規模買付の評価・検討の考慮の困難さ・複雑度に応じ、大規模買付情報の受領が完了した後、原則として60日間（対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）が取締役会による評価・検討・交渉・意見形成・代替案作成のために必要な期間（「取締役会考慮検討期間」といいます。）として確保されるべきと考えております。ただし、いずれの場合においても取締役会考慮検討期間は取締役会が必要と認める場合は延長できるものとし、具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を大規模買付者等に通知するとともに株主の皆様が開示いたします。また、延長期間は最大30日間といたします。

(6) よって、この取締役会考慮検討期間の経過後に、大規模買付行為が開始されるべきものと考えます。取締役会は、取締役会考慮検討期間において外部専門家からなる株主利益評価委員会（人選については後述の第6の(2)をご参照ください）の勧告を最大限尊重し、大規模買付情報を評価・検討いたします。

そして、大規模買付の条件が当社の実態に沿った株主の利益を実現する適切なものであるか、大規模買付者の経営方針・事業計画が当社の企業理念・価値に合致する合理的なものであるか、当社の現経営方針・事業計画との対比、大規模買付がグリーンメーリングや会社の重要財産の収奪を目的とするものであるなど会社に回復しがたい損害を与えるものでないか等、当社の企業価値および株主の皆様の利益の観点から判断し、取締役会としての意見を表明いたします。また、当社取締役会は、必要な場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、また、代替案を株主の皆様に表示することもあります。

4. 防衛策の発動、停止等について

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご

判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役会は、取締役の善管注意義務に基づき、株主利益評価委員会からの勧告を最大限尊重した上で、例外的に新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を取ることがあります。具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
 - ②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
 - ③会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
 - ④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
 - ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株券等の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断された場合
 - ⑥大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限られません。）が当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
 - ⑦大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
 - ⑧大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合
- (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合
- 大規模買付者による、大規模買付意向表明書を提出しない突然の買付行為、本必要情報を提供しない買付行為、取締役会評価期間を与えない買付行為、その他大規模買付ルールを遵守しない買付行為は、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値

ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、株主利益評価委員会からの勧告を最大限尊重した上で、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとします。取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当をする場合の概要は（参考2）に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して、当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

（3）対抗措置発動の停止等について

上記（1）または（2）において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、株主利益評価委員会の意見または勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の効力発生日までの間は、株主利益評価委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始までの間は、株主利益評価委員会の勧告を受けた上で、当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、株主利益評価委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

5. 株主および投資家に与える影響

（1）大規模買付ルールを導入時において、株主・投資家の皆様に法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

（2）株主・投資家の皆様への影響は、具体的に発動される対抗措置がどのようなものかによって異なってまいります。大規模買付者に対して対抗措置を講じる場合は、株主の皆様に対し適切なディスクロージャーを行います。なお、対抗措置を発動する場合において、大規模買付者以外の株主・投資家の皆様に法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

（3）新株予約権の発行などの対抗措置が発動される場合には、別途公告する基準日までに名義書換を完了していただく必要があります。新株予約権の発行または行使につきましては、新株予約権または新株を取得するために所定の期間に一定の金額の払込をしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することに

なった際に法令に基づき別途お知らせいたします。

(4) 株主利益評価委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後(権利落ち日以降)に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

6. 大規模買付ルール導入の手続、有効期間および今後の方針

(1) 大規模買付ルールの導入を採択した取締役会は、当社取締役10名(うち1名は会社法に定める社外取締役)および当社監査役4名(うち3名は会社法に定める社外監査役)の全員が出席した上、全会一致をもって可決承認しました。その際、いずれの監査役も大規模買付ルールの運用が適正に行われることを条件として、大規模買付ルールに賛成する旨の意見を述べました。

(2) 合理性・公正性を担保するための株主利益評価委員会を構成する外部専門家につきましては、本ルールにて取締役会で選任を任されており、この度、平成20年2月26日開催の取締役会にて4名の有識者を選任いたしました(詳細については(参考3)をご参照ください)。

(3) 当該大規模買付ルールの有効期間は1年間(平成21年2月の定時株主総会決議後の取締役会開催日まで)とし、大規模買付ルールの継続については、定時総会后、最初に開催される取締役会で再度検討し、その検討結果については速やかに公表いたします。また、当社取締役会は、各種法令等を検討し、当社株主全体の利益の観点から大規模買付ルールを適宜再検討いたします。

なお、大規模買付ルールの廃止は、株主総会で決議された時点または当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止する旨の決議が行われた時点で廃止されるものとします。

- [※1] 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。
- [※2] 特定株主グループとは、当社の株券等の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます）または買付等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます）を行う者とその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます）および特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます）を意味します。
- [※3] 議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から直近の自己株券買付状況報告書に記載された数の保有自己株式を除いた株式の議決権数とします。

(参考1) 平成19年11月30日現在の大株主構成

	株主名	所有株式数	発行済株式総数に対する割合
1	フェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー投資事業組合	8,797,700	45.45%
2	由利和久	783,276	4.04%
3	竹内エムアンドティ株式会社	750,000	3.87%
4	株式会社三菱東京UFJ銀行	505,920	2.61%
5	株式会社アルミネ	391,000	2.02%
6	村永八千代	387,076	1.99%
7	竹内正明	285,400	1.47%
8	株式会社旭栄	190,800	0.98%
9	日本証券金融株式会社	173,200	0.89%
10	東京リース株式会社	151,904	0.78%

(参考2) 株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件
取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類については、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数については、2000万個を上限として取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の発行価額
無償とする。
5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額については、1円以上で取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、行使条件、取得条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。

(参考3) 株主利益評価委員会の氏名および略歴

今中 幸男 (いまなか・ゆきお) / 社外監査役 弁護士

略歴

昭和 41 年 4 月 弁護士登録、今中法律事務所所長 (現任)
昭和 45 年 5 月 司法制度調査委員会委員
昭和 49 年 10 月 選挙管理委員会委員
平成 7 年 2 月 当社監査役 (現任)

越智 俊典 (おち・としのり) / 社外監査役

略歴

昭和 35 年 4 月 警察庁入庁
昭和 57 年 8 月 鳥取県警察本部長
昭和 60 年 7 月 警察庁交通企画課長 (警視監昇任)
平成元年 7 月 四国管区警察局長
平成 6 年 6 月 三井信託銀行株式会社 (現中央三井信託銀行株式会社) 顧問
平成 9 年 2 月 当社監査役 (現任)

酒井 進児 (さかい・しんじ) / 経営有識者

略歴

昭和 36 年 3 月 トヨタ自動車販売 (現トヨタ自動車) 株式会社入社
昭和 63 年 9 月 同社取締役北米部長
平成 4 年 6 月 米国トヨタ自動車販売株式会社取締役社長
平成 8 年 6 月 トヨタ自動車株式会社専務取締役
平成 10 年 6 月 日本高速通信 (現 KDDI) 株式会社代表取締役副社長
平成 16 年 6 月 株式会社ハーモニックドライブシステムズ取締役 (現任)

須賀 一也 (すが・かずや) / 公認会計士

略歴

昭和 55 年 10 月 監査法人サンワ東京丸の内事務所 (現監査法人トーマツ) 入所
昭和 59 年 3 月 公認会計士開業登録
平成 4 年 10 月 須賀公認会計士事務所開設 (現任)

以上